令和3年4月から和牛遺伝資源の適正な流通のための

## 「精液等情報システム」の運用を開始しました。

和牛遺伝資源の適正な流通管理に向けて，家畜改良増殖法の一部 を改正する法律が令和 2 年10月1日に施行されました。

本システムを利用することにより，新たに義務化された
①特定家畜人工授精用精液等についての譲渡等記録簿の記載•保存
②家畜人工授精所の運営状況の都道府県知事への報告
のための情報の入力•管理等が簡便にできます。
－令和3年4月より利用可能な機能
（1）精液•受精卵の譲渡等に係る情報の入力•管理
（2）精液－受精眤の採取－処理等に係る情報の入力•管理
（3）精液•受精卵の注入•移植等に係る情報の入力•管理


## 令和3年9月より利用可能な機能

○授精証明書－受精卵移植証明書•䠨疲等記録簿の出力
※併せて，令和3年4月より利用可能な機能（精液•受精卵の譲渡，採取•処理，注入•移植等に係る情報 の入力）について，流通の途中段階からの情報でも入力できるようになりました。

## 今後の開発予定

## （1）家甾人工授精所の運営状況の報告様式の管理－出力

（2）㮔付台帳•家畜人工授精簿の管理•出力
（3）他システム等で管理される既存デ一タの取込
（4）スマートフォン等での情報の入力•管理•出力


## システムの利用開始手続について

（1）精液等情報システムURL：
「https：／／www．lgrm．jp／imart／login」からログインして ください。
※（一社）全国肉用牛振興基金協会（以下「基金協会」）HPに
「精液等情報システム」へのリンクを揭載しています。
（2）利用開始に当たっては，初回ログイン後初期パスワー ドの変更をお願いします。
（3）利用を開始するための新たなID等の配布を希望される方は，以下のお問い合わせ先や都道府県の畜産担当課にご相談ください。
（4）操作方法等に関するご質問は，以下のヘルプデスクに お問い合わせいただくか，システム上のチャットボットを ご利用ください。

電話番号：099－230－7371
メール ：helpdesk＠lgrm．jp
受付時間：9：00～17：00
（土曜•日曜•祝日，8／13～15，12／29～1／3を除く）


家畜改良増殖法•精液等情報システムに関する制度についてのお問い合せ先農林水産省 畜産局 畜産振興課家畜遺伝資源管理保護室

